

八幡浜市・保内町新市建設計画

いま 共に育む 進取のまちづくり

風とらえ 風おこす

八幡浜市

平成27年3月変更

令和2年3月変更

目次

第1章 序論	
1 策定に当たって -合併の必要性-	1
2 計画策定の方針	4
第2章 新市の概況	
1 位置と地勢	5
2 気候	5
3 面積	5
4 人口・世帯数	6
5 産業	6
第3章 主要指標の見通し	8
第4章 新市建設の基本方針	
1 新市の基本理念	9
2 将来像	11
3 新市建設の基本方針 -6つの基本方針-	12
4 土地利用構想	18
第5章 新市の主要施策	
I 施策体系	21
II 主要施策	
1 四国と九州を結ぶまちづくり	24
2 自然を友に生活する快適なまちづくり	26
3 安心・希望に満ちた温かなまちづくり	30
4 新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり	33
5 とともに育つ・育てる教育のまちづくり	36
6 とともに支え合う共生のまちづくり	39
第6章 新市における県事業の推進	42
第7章 公共施設の適正配置と整備	43
第8章 財政計画	44
参考 主要事業・事業費総括表	47

第1章 序論

1. 策定に当たって － 合併の必要性

八幡浜市と保内町（以下「本地域」という）は、明治以降宇和海沿岸地域の交通の要衝として栄え、紡績業が発達するなど歴史的・文化的に加え、産業面でも共通性を有しています。また、近年の道路網の整備により、生活圏域としての一体感はますます高まっています。さらに、共通の地域課題に対処するため必要に応じて広域行政を進めたり、各種の協議会や連絡会の活用など、行政運営の面でも強固な関係を有しています。

本地域では、「第五次愛媛県長期計画 新しい愛媛づくり指針」（平成12年3月策定）における八幡浜・大洲圏域の計画、「第4次八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画」（平成13年3月策定）などを通し、地域のあるべき姿や目標について共通認識を持ち、まちづくりを進めてきました。さらに、市町村合併の気運の高まりに対応して、市町村合併についての調査研究を行ってきました。

近年、全国的に市町村合併の気運が高まり、愛媛県においても平成13年2月に合併パターンを含む「愛媛縣市町村合併推進要綱」が示され、八幡浜・大洲圏域でも市町村合併に対する検討が進みました。こうした検討の経緯をふまえ、平成14年9月に1市1町により任意合併協議会を発足させ、同年10月には法定合併協議会に移行し、新市のまちづくりの基本方針である「新市将来構想」を策定しました。

この「新市建設計画」は、「新市将来構想」を受けて、新市の均衡ある発展と、将来像の実現をめざすため、新市における基本方針と、根幹となる具体的な事業等を提示したものです。掲げられた諸施策を計画的に展開していくことにより、市民とともに進取のまちづくりを進めます。

(1) 人口構造の変化と国・地方の財政悪化

わが国では他の先進国に例をみない早いスピードで少子高齢化が進み、総人口はあと数年でピークに達し、やがて減少し始めると予想されています。本地域においても例外ではなく、少子高齢化は全国平均を上回るスピードで進んでおり深刻化しています。このような急激な人口構造の変化は、市町村にとっては、福祉、医療といった面で財政の圧迫要因となってきます。

今後、少子高齢化が一層進むなか、行財政システムの再編をしなければ、行政サービスレベルを維持することが困難になると予想されます。特に介護の問題など地域における高齢者福祉サービスが大きな課題となっていますが、小さな行財政規模では、財政的な負担や生活を支援していく専門家など人材の確保が困難となり、十分な対応が難しい状況となります。

一方、国・地方の財政状況は年々厳しくなっており、こうした状況のもと、市町村が現在の行政サービス水準を将来にわたって維持し、向上させていくためには、これまで以上の行財政基盤の充実を図るとともに、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められています。

(2) 多様化する住民ニーズ

住民の価値観の多様化や技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも多様化し、高度化しています。これに対応するため、専門的かつ高度な能力を有する職員の育成・確保が求められています。

廃棄物対策や自然環境保全、医療など市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題も急速に増えています。このような日常生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するため、市町村が共同で取り組んできましたが、これからの時代にはもっとスピードを上げる必要があります。そのためには、一つの自治体として、広域的な観点から効率的な行政運営を展開する必要があります。

(3) 日常生活圏の拡大と多様化、高度化する広域的行政課題

昭和の大合併が行われた昭和30年代初期に対して、現在は道路・交通網の整備が進み車社会が到来しています。

さらに携帯電話やパソコンなどの情報通信機器の普及も目覚ましいものがあり、情報が瞬時に入手・発信できる時代となってきました。

このように、住民の日常生活圏は、昭和30年代とは比べることができないほど拡大しており、昭和30年代に固まった現在の市町村区域を越えて行動するのが日常的になっています。このため、今まで以上の広域的な交通体系の整備や公共施設の一体的な整備、相互利用など、市町村区域を越えた広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。

市町村は住民に対し最も身近な自治体として、高度化・多様化する住民の行政ニーズに

的確に伝えていくため、より専門的で質の高いサービスの効率的提供が望まれています。市町村の行うべき行政事務は質・量ともに増大しつつある一方、権限委譲も進みつつあるところから、今後の自治体には、自ら政策を立案し決定した上での責任ある行政サービスが求められています。

(4) 効率性の向上の必要性

限りある財源を有効に活用し効率的な行政を推進していくためには、市町村がまとまり、連携することによって行政事務を共通化し、施設を共同で利用可能とするなど、効果的な施策を展開するとともに、行政運営体制を整える必要があります。

さらに、財政健全化のため効率的な行財政運営が求められています。

一般的に小規模市町村ほど財政基盤は弱いことから、合併によって財政基盤を強化し、これからの少子高齢社会の中においても、基幹的な行政サービスの提供に支障がないようにすることが望まれます。

(5) 地方分権の進展と自治体に求められる役割の増大

従来の中央主導の施策では個性ある地域づくりや少子高齢化の波に対応しきれなくなってきました。このため地方分権の重要性が叫ばれ、平成 12 年 4 月には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)」が施行されました。これにより、地方公共団体を国の一機関とみなしていた機関委任事務などが廃止となり、多くの行政事務が、国から県へ、県から市町村へと移譲されました。今後においても、国と地方の役割分担のもと、ますます権限移譲が行われるものと予想されます。住民に最も身近で総合的な住民サービスの提供を担うべき市町村には、自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした地域づくりを進めていくことが期待されています。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、本地域の合併後のまちづくりを、総合的かつ効果的に進めることを目的とし、本地域の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に資するため策定するものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、

- ①「新市将来構想」に基づく新市建設計画のための「基本方針」
- ②その基本方針を実現するための新市の根幹となるべき「主要事業に関する事項」
- ③「公共的施設の適正な配置及び統合整備」に関する事項
- ④新市のまちづくり事業等を反映した「財政計画」(将来の財政状況の見通し)を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画は平成16年度から令和6年度までとします。

第2章 新市の概況

1. 位置と地勢

本地域は愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置しています。北は瀬戸内海に面し、東は大洲市に接し、西は伊方町、南は西予市と接しています。また、豊後水道(豊予海峡)をはさんで九州と対しています。

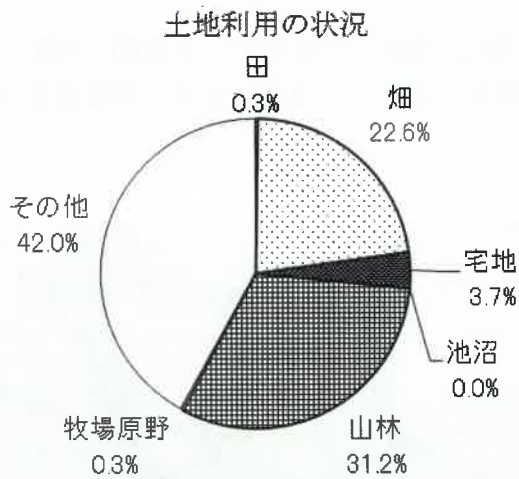


2. 気候

本地域は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に臨み、気候は温暖な海洋性気候が中心です。こうした気候条件はかんきつ栽培に適しています。東部や山間部では、内陸性気候の影響も受けています。

3. 面積

本地域の面積は132.65 km²となっています。海岸線はリアス式海岸を形成しており、急斜面が海岸までせり出した地形で平坦地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしています。土地利用は、田畑23%、宅地4%、山林31%、その他42%の構成となっています。

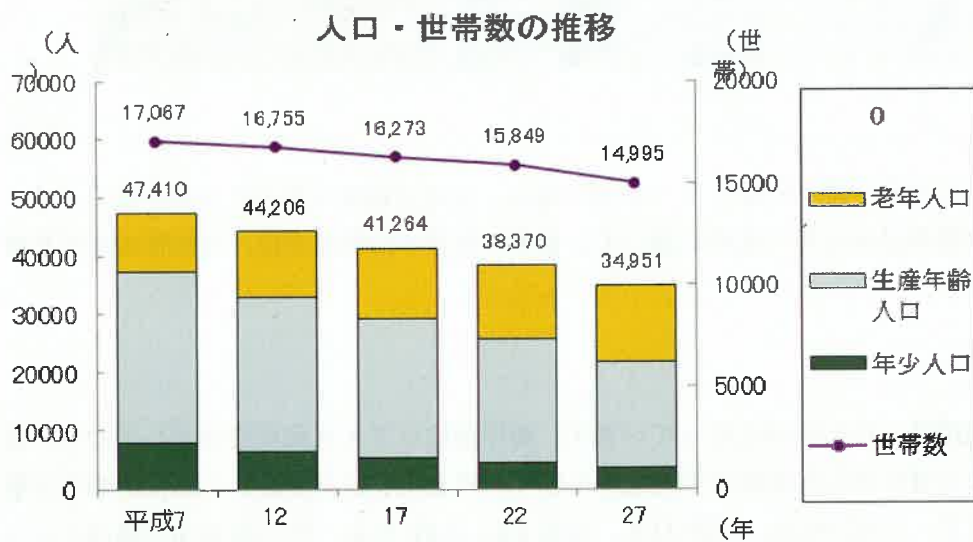


資料：愛媛県統計年鑑（平成 30 年版）

4. 人口・世帯数

本地域の人口は、平成 7 年には 47,410 人でしたが、過疎化・高齢化が進み、20 年間で約 1 万 2 千人減少し、平成 27 年は 34,951 人となっています。

世帯数についても、人口減少に伴い減少しており、平成 27 年には 14,995 世帯となっています。

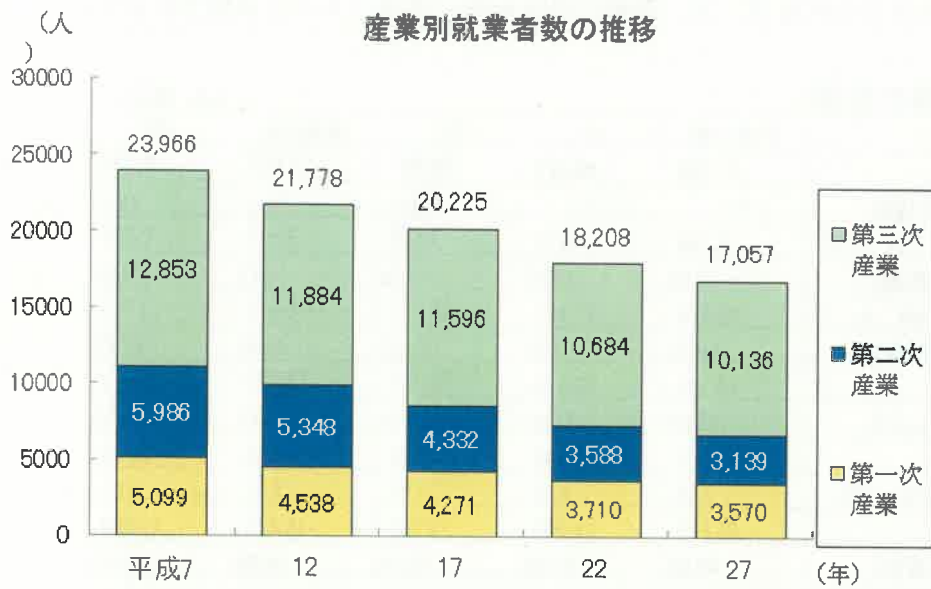


資料：国勢調査 総人口には年齢不詳を含む

5. 産業

本地域では、紡績、製糸、製ろう、蚕種で栄えてきましたが、昭和 30 年代にはこれらが

衰退し、代わって柑橘農業、水産業、水産加工業、造船などが地域の主要産業として経済を支えてきました。さらに、菓子製造や木製品製造、コンクリート製品製造などの産業も発展していますが、就業人口は全体として減少し、平成27年には17,057人となっています。産業別では、第一次、第二次、第三次ともに減少傾向にあります。



資料：国勢調査（総数には分類不能を含む）

第3章 主要指標の見通し

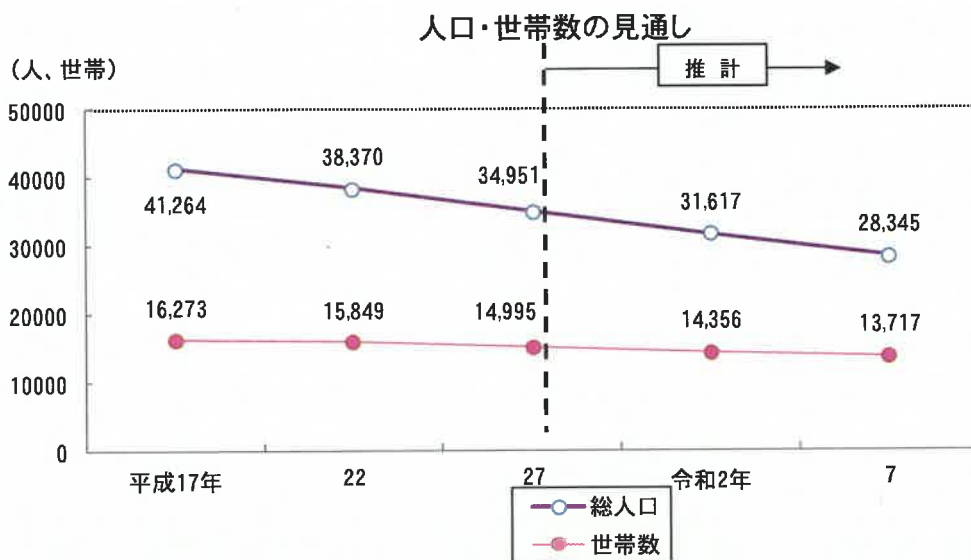
国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）による人口推計では、現在の人口の減少が続くと、本地域の推計人口は令和7年には28,345人にまで減少するとみられます。又、高齢化率は44%に達するものと予想されます。

人口・世帯数等の見通し

		(人、世帯)				
		平成17年	22	27	令和2年	7年
総人口		41,264	38,370	34,951	31,617	28,345
年齢階層別	(平成27年=100)	—	—	100.0	92.5	85.5
	年少人口	5,206	4,323	3,558	2,915	2,359
	(15歳未満)	12.6%	11.3%	10.2%	9.2%	8.3%
	生産年齢人口	23,870	21,361	18,271	15,612	13,473
	(15～64歳)	60.0%	57.9%	52.3%	49.4%	47.5%
	老年人口	12,187	12,578	13,122	13,090	12,513
	(65歳以上)	29.5%	32.9%	37.5%	41.4%	44.1%
世帯数		16,273	15,849	14,995	14,356	13,717
	(一世帯当たり人口)	2.54	2.42	2.33	2.20	2.07
就業者数		20,225	18,208	17,057	15,473	13,889
	(就業者率)	49.0%	47.5%	48.8%	48.9%	49.0%

総人口には「年齢不詳」が含まれる

世帯数及び就業者数の推計は、平成17～27年の数値をもとに最小二乗法により算出



第4章 新市建設の基本方針

1. 新市の基本理念

以下の基本理念に沿って、新市のまちづくりを進めます。

●みんなでまちづくりをしよう(市民の自主的参加)

住みやすく活気のあるまちづくりを進めていくには、一人ひとりが地域社会の中で心豊かに生活していくとともに、市民と行政とが一体となって、それぞれの持つ「ちえ」「わざ」「ネットワーク」を活かし、まちづくりへ積極的に参加し、地域の課題に共に立ち向かっていく必要があります。

こうした市民との協働による地域づくりを進めるため、市民やそのグループ、事業所、NPO（民間非営利団体）などの新しい組織も含めた諸団体等のパートナーシップ（関係）のもと、自発的自主的活動を支援していきます。

そのため、公共施設等も活用し、地域のコミュニティを見直し、「参加」「決定」「責任」という、本当の意味での「地域自治」を実現していきます。

●地域の良さ・地域らしさに目を向け、地域の活力を引き出そう

今日、「心」の充足が求められており、これからの地域づくりには、これまで以上に地域固有の優れた自然や歴史・伝統文化など、地域への「誇り」「愛着」が大切になります。

住民の「地域を大切にしたい」という想いを、自主的・自発的なまちづくり活動・地域活動へと向けていくことが大切です。住民が「地域らしさ」「地域の良さ」を見つめ直し、さらにそれに磨きをかけ、語り、伝えていくことが必要であり、行政と住民との連携が重要です。

住民の地域に対する愛着や誇りを発展・固着させることにもつながり、ひいては行政の効率化という点にもつながってくるのが期待されます

そうした活動に裏付けられた「ポテンシャル」(可能性)を開花させていくために必要な社会基盤整備を進めます。

●相互信頼と協力により、すみやかに合併の効果を実感できるようにしよう

合併を契機とした、市民の相互理解と意識共有及び、市民と行政との協働を基本に、進んだ制度を互いに取り入れるとともに、行財政基盤の強化と圏域の拡大を生かし、総合的なまちづくりと効果的な施設配置を図り、住民サービスの向上を図ります。

新市においては、住民負担を抑制することに努めつつ、市内全域にわたりきめ細やかな特色あるサービスの水準確保に努めます。

また、新市の行政は、分庁方式とし、庁舎をはじめとした公共施設の活用を図り、一体

的なネットワークを早期に確立します。さらに、両市町の交流を盛んにしていくため、交通基盤の整備や交通機関のあり方を検討します。

●八西地域全体に目を向けよう

新市に期待されている都市機能は、単に現在の八幡浜市・保内町の地域の住民だけでなく、近隣の市町村にも関係します。そこで、八西地域あるいは八幡浜・大洲広域市町村圏の中で期待される役割を念頭に置き、広い視野のもと行政を推進していきます。

広域行政については今後も積極的に取り組んでいきます。

2. 将来像

本地域には、豊かな海と、緑深い森林と溪谷・清流などの自然、明治の繁栄を物語る町並みや遺跡に見られる歴史や、独特の祭り、俳句、進取(注)気質を持った人々の営みの中で育まれた、多彩で特色のある「文化」が息づいています。

また、九州に向き合い、四国の西の玄関、佐田岬半島の付根という地勢を活かし、新しい時代に対応した、まちづくりも進めてきました。

こうした地域の特徴を活かして、新市の将来像を以下のとおり定めます。

《将来像:スローガン》

いま 共に育む 進取のまちづくり
風とらえ 風おこす

古来、この地域では、「風」をとらえた意欲的な取組みが行われてきました。宇和海に漕ぎ出し、遠くアメリカ大陸に渡った打瀬舟、二宮忠八の玉虫型飛行機、潮風と「3つの太陽」の恵みのいっぱい詰まった柑橘類…。

時代の「風」すなわち社会情勢という意味では、愛媛県下で初めて銀行が創立され、紡績工場が興り、電灯がともったのもこの地域でした。

こうした先人の営みや「志」を大切に、時代の「風」をとらえ、大きく帆を膨らませ、未来への前進力（駆動力）となる…。

さらに、この地域に住む人・事業を営む人の「ちえ」、「わざ」、「ちから」が組み合わせられて、この地域から「風」がわきおこる…。

新しい都市のあり方、例えばコンパクトな街のあり方、海山の環境と調和した暮らしを発信し、地方の変革の風を起こしていく…。

また、地域の文化や暮らしを誇りに思い、守り育てながら地域と地域、住民や事業所と行政とが共に手を携えて、その良さを伝えていこうという姿勢も大切です。

それらを「風」と総称し、そうした地域でありたいという願いを「風」に込めています。

(注)進取：みずから進んで事をなすこと。

3. 新市建設の基本方針 - 6つの基本方針

次の6点を新市におけるまちづくりの基本方針とします。

◆四国と九州を結ぶまちづくり

→ 西四国の拠点都市として多くの人を訪れる魅力あるまちを創造しよう

本地域は、年間50万人近くが行き来する西四国有数の八幡浜港を抱え、西四国の交流・交易活動の拠点として発展してきました。交通網が整備され、拠点性が高まるなかで、豊予海峡経済圏における交流拠点としての重要性を一段と増しつつあります。しかしながら、受け入れ態勢も十分でなかったことから、それら交通の多くは「通過交通」に止まっており、十分に生かされて来なかった面があります。

交通結節点としての機能を整えていくことにより、人や車が立ち止まり、そして本地域には独自の歴史文化や新鮮な農水産品など、交流のための資源もたくさんあることから、「目的地」として来訪して来る人を増やしていくとともに、繰り返し来訪していただく交流人口の確保を図っていきます。

さらに、高度情報通信社会の進展に伴い、CATVの高度化や支局を活用したコミュニティ情報の発信をはじめとした高度情報通信ネットワークの充実を図ります。

◆自然を友に生活する快適なまちづくり

→ 自然と暮らしが調和した新しい暮らし方を創造しよう

本地域の海・山の美しい自然は、私たちに自然の恵みと潤いを与えてくれるものです。かけがえのない財産として、その保全に努めるとともに、「友」として市民が積極的に守っていく活動が人々の暮らしの中に組み込まれた、環境と共生する地域社会を作ります。特に、海と山、市街地・集落と海とが接しているため、海を守っていくためには、私たちの暮らしや事業活動を環境にやさしいものへと変えていく必要があります。既に、下水道整備等においては先駆けた取り組みにより、「きれいになった」との実感も得られており、今後計画的に整備を進めていきます。

安全・安心で自然環境への影響の少ない快適な生活環境の整備に努めるとともに、環境と共生していくため、資源を循環利用（リサイクル）していく「循環型社会」の形成に努めます。

こうした取り組みにより、自然と暮らしとが調和した、快適で住みよい豊かなまち、他地域からも「移り住んでみたい」と思われるまちを築きます。

◆安心・希望に満ちた温かなまちづくり

→ みんなが健康でいきいきとした生活が送れるまちにしよう

人が生活していくうえで最も大切なことは、この地域で暮らす誰もが、どのような環境においても、希望を持ち安全で健康的な生活を営めるとともに、地域社会の一員として尊重され、温かな心で社会との「絆」を保ち続けることです。

まず、市民一人ひとりが心身ともに「健康」であることが大切であり、自らの健康づくりと、地域医療や救急医療などの医療体制の整備・拡充や、八西地域の中心として高度医療サービスの一層の充実を図ります。

また、少子高齢社会が一段と進むなか、ともに楽しみ、親しみ、ふれあいの輪を広げていくため、地域福祉の推進など行政・関係機関との連携を図り、市民が共に支えあう環境を作っていくなかで、子育て支援を行っていくほか、高齢者・障害者をはじめとしたすべての人の「ちえ」「わざ」を活かせるよう、社会参加への支援を図っていきます。

多くの人々が気軽に交流できる環境を形成していくため、福祉循環バス等の検討も進めます。

こうした活動の担い手として、既存の行政、事業者、各種団体のほか、コミュニティ・ビジネス（注）の育成にも努めていく必要があります。

（注）コミュニティ・ビジネス：地域の人々がその地域の人手、技術・ノウハウなどを用いて、介護・家事・子育て支援など生活に密着した分野で地域の課題解決をはかり、それを小規模ながら事業として成り立たせようとする。利益に加えて地域課題の解決を目指すもので、従来の企業のほか、民間非営利団体（NPO）、組合、農業法人などにより運営される。

◆新鮮・安心な自然の恵みを伝える食^{しよくまい}彩博物館のまちづくり
→ 産業の営みの誇りと活力を取り戻そう

地域が自立し発展していくためには、競争力のある産業が欠かせません。活力ある産業の存在は、働く場を増やし、若者の定着を促し、人々の往来を通じて地域に活力をもたらします。新しい交流ビジネスやコミュニティ・ビジネスを興すことにより地域産業の育成を図り、新たな産業を呼び込み、特色ある産業集積都市をめざします。また、食品関連産業等有力な事業者も育ててきており、企業の育成支援を図ります。

地形を生かした全国的に名高い柑橘栽培や水産業に加え、それらを原料とした食料品製造業等が営まれ、フード産業の集積地となっています。現在、「地産地消」「スローフード」(注)など、人と「食」との新たな関係づくりが求められており、本地域の特性が発揮できる時代がやって来ようとしています。フード産業は「フードシステム」(注)としてとらえられるように、生産者、中間流通業者、小売業者、消費者がつながりを持っており、また、廃棄物の再資源化等を通じて自然に還していくという「循環型産業」ひいては「環境調和型産業」としていくことが求められています。

本地域は海山と太陽の自然の恵みを消費者に伝える食料供給地としての役割を存分に発揮し続けることが求められます。人々の生活に彩りを与える新鮮・安心で特色ある多様な食(フード)を生み出し、まち全体があたかも「生きた博物館」のように機能していくことが必要です。そのためには、ブランド(銘柄)力を強化するとともに、その生産・流通機能の充実を図ります。また、交通網の整備を活用し、産物販売ルートの多様化を進め、生産者の所得増大を図ります。

交通の拠点として商業も栄えてきました。地域の特性を生かした適切な施策が求められていることから、産業基盤の整備、市街地や商店街の活性化などを進めます。

観光についても、海・山・溪谷・物産・歴史資源等を活かした振興策を進め、交流人口の増大を図ります。

(注)スローフード：ファーストフード(ハンバーガなど調理済み食品を用いた軽食)に対し、その地その地の多様な食文化を大切にしようという、イタリア発祥の考え方で、具体的には消えつつある郷土料理や質の良い食品を守る、良い素材を提供する小規模な生産者を守る、子どもを含めた消費者に本当の味の教育をするなどの活動が世界的に広がっている。

(注)フードシステム：食品の流れを川にたとえると、川上の農水産業、川中の食料品製造業、食品卸売業、川下の食品小売業、外食産業、それに最終消費である食生活が、それぞれ相互関係を持ちながら全体として「システム」を構成しているという、新しい考え方。

◆ともに育つ・育てる教育のまちづくり

→ 地域の文化や行事を大切にし、のびのびとしたまちを創造しよう

本地域は、忠八や敬作に代表される先取の気質を受け継いでいます。また、それぞれ独自の伝統ある歴史・文化があり、これらを大切に守っていくとともに、市民の共通理解を促していきます。

明治の繁栄を物語るレンガ造りの建物や洋館、橋梁などの町並みは本地域独自のものがあり、その保存継承をはかってきましたが、近年、近代産業遺産への関心が高まりをみせており、それらの保存継承や広くPRしていく仕組みや回遊ルート化が課題となっています。

地域の明日を担う子どもたちの育成のため、学校教育環境の充実、海・山・街の中での生きた学習や、地域の人々や産業の営みとのふれあいにより、豊かな人間性とたくましい創造性を持つ子どもたちを育てます。

本地域では、スポーツ少年団などスポーツ活動が盛んに行われ、また芸術文化活動においても「ゆめみかん」が活動の拠点として幅広く利用されるとともに、「メセナ八幡浜」など特色ある活動が営まれてきました。社会教育施設などを活用し、生涯学習や芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動へ市民が積極的に参加していくなかで、世代や地域を越えたふれあいを促進していくとともに、地域に根付いた新しい「市民文化」の花を咲かせます。

◆ともに支え合う共生^{きょうせい}のまちづくり

→ 地域とのふれあいにより、安心して暮らせるまちであり続けよう

新市を育てていくのは、この地域で暮らす市民の皆さんです。市民の皆さんがいきいきと活動していくことにより、新市の活力を生み出すことができます。

地区公民館や小学校が住民の身近な生活の単位として機能しています。戦後の「団塊の世代」(注)のリタイア(退職)年齢が迫りつつあり、豊富な社会経験を持つこれら世代をはじめとした多様な世代・職業の人々が男女の別なく、地域社会システムの担い手として、地域の社会活動に積極的に参画し、「ちえ」「わざ」を互いに出し合っていくことによって、個性的な地域をつくっていくことが期待されています。

こうした地域活動の場としてコミュニティ施設や公園・広場の整備を図るとともに、施設の複合化・多機能化による利便性の向上を図ります。それらを拠点として、地域の「誇り」「宝」に光をあて、ふるさと意識の醸成、地域文化の継承を図るなど、市民の手による自発的な地域活動を活性化させ、基礎コミュニティをしっかりとしたものとしします。

さらに地域間の交流を活発化させ、新市としての市民意識の確立を図るとともに、新市の交流を促す行事を計画的に実施していきます。

地域の防災意識を高め、住民と行政との連携・協力により、地域を基礎とした防災対策に取り組み、引き続き安心して暮らせる街をめざします。

(注)団塊の世代：終戦後の第一次ベビーブームの世代であり、総体として 800 万人と前後の世代に比べて突出した人数であることから、「団塊」と名付けられたもの。平成 19 年頃から順次退職年齢に達していく。

4. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

新市の行政区域面積は132.65k㎡で、区域のうち一部は都市計画区域に指定され、そのうち501.0haについて用途地域の指定がされていますが、市街化区域・市街化調整区域の設定はされていません。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、市街地と農地（樹園地）、森林等自然的土地利用との調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。これらの方針を実現するため、関係法令の適切な運用により、適正な土地利用の確保を図ります。

(2) ゾーン設定

本地域を、①業務機能集積ゾーン、②みどりの定住ゾーン、③山と海の恵みゾーン、④森林グリーンベルトに分けます。それぞれ、立地特性に合わせた活性化策を実施していきます。

■ゾーン設定

ゾーン	活用の方向
①業務機能集積ゾーン	<p>コンパクトな市街地として、防災機能に配慮しつつ、遊休地等の高度利用に努め、商業機能・居住機能の集積により、産業活動と生活・居住環境とが調和した市街地形成を図ります。</p> <p>まちなかに点在する、町並み、遺跡、水辺空間等の歴史文化資源とマッチし、落ち着いた都市環境の形成を図るとともに、ターミナルにおける観光ガイド機能等を充実します。</p>
②みどりの定住ゾーン	<p>緑豊かな農村環境との調和を図りながら、下水道、福祉、医療、公園等の生活環境の一層の整備を図り、快適な居住環境づくりに努めます。</p> <p>宅地の供給等により、定住人口の受け入れを図ります。</p>
③山と海の恵みゾーン	<p>日本有数のみかん産地であり、その特性を活かして、競争力のある産地形成を目指し、生産基盤の充実に努めるとともに、農村の生活環境の充実に努めます。</p> <p>沿岸部では、生産条件の整備を引き続き行うとともに、生活環境の一層の向上を図るため、生活道路、下水路、公園緑地等の漁村環境整備、生活排水処理対策等に努めます。</p> <p>住民のライフライン（生命線）及び交流人口の受け入れ手段の一つとして離島航路の維持に努めます</p>
④森林グリーンベルト	<p>森林の機能向上を促すため、除間伐等の森林整備及び林道の整備を図るとともに、さらに、森林や溪谷・河川を活かして、体験交流施設の導入や保健休養機能の増進を図ります。</p>

ゾーン図



第5章 新市の主要施策

1 施策体系

将来像、基本目標の実現に向けて、新市における主要な施策を次のように設定し、推進していきます。

主要施策	
1 四国と九州を結ぶまちづくり	
1	港湾機能及び港湾空間の整備
2	鉄道電化促進
3	地域高規格道路及びアクセス道路等の整備
4	地域の特色を生かした交流拠点づくり
5	交流活動の促進
6	CATVの充実
2 自然を友に生活する快適なまちづくり	
1	土地の高度利用
2	市街地の整備
3	快適な交通環境の確保
4	上下水道事業の推進
5	循環型社会形成
6	火葬場の新築
7	自然環境との調和
8	災害に強いまちづくり
9	新エネルギーの導入
3 安心・希望に満ちた温かなまちづくり	
1	医療体制の拡充
2	地域独自の健康づくり
3	介護の充実
4	高齢者福祉を中心とした地域福祉の充実
5	子育て支援
6	高齢者等の社会参加促進

4 新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり	
1	ブランド産地づくりの推進
2	農林水産品流通力の向上
3	農林業の振興
4	水産業の振興
5	商工業の振興
6	観光の振興
5 とともに育つ・育てる教育のまちづくり	
1	学校教育の充実
2	生涯学習の振興
3	芸術文化の振興
4	伝統文化・地域文化の振興
5	町並み文化の創造
6	スポーツ・レクリエーションの振興
6 とともに支えあう共生のまちづくり	
1	地域自治の振興
2	地域間交流の活発化
3	男女共同参画社会づくり
4	NPO等各種団体の育成支援
5	災害を防ぐまちづくり
6	自治を支える行政体制の整備

なお、これらの事業の推進に当たっては、一般財源をはじめ、「合併特例債」のほか、有利な起債・補助制度の活用に加え、民間活力の導入の可能性も含め、検討していきます。また以下の基金を活用していきます。

基金の活用

ソフト事業については、主に、旧市町の地域振興・住民の一体感醸成のため基金を造成し、その基金を利用して事業を進めます。なお、対象としては

1. 旧市町単位の地域振興のための基金
 - ・ 地域の行事の展開
 - ・ 伝統文化の伝承等に関する事業の実施、民間団体への助成
 - ・ コミュニティ活動、自治会活動等への助成
 - ・ 商店街活性化対策 等
2. 住民の一体感醸成に資するための基金造成

- ・ イベントの開催
- ・ 新市の CI (注)、新しい文化の創造に関する事業の実施
- ・ 民間団体への助成 等

などが考えられます。

具体的な実施に当たっては、民間組織体制の状況も踏まえ、新市において検討することとし、以下の主要事業表においては、個別には掲載を省略しています。

(注) CI: 元々、コーポレート・アイデンティティ (企業の統一イメージ戦略) の略で、行政体等についても応用されている。具体的には、統一されたシンボルマーク・ロゴ (字体)・キャッチフレーズなどをPRなどに用い、目に見える形でイメージを訴える。

II 主要施策

1. 四国と九州を結ぶまちづくり

～西四国の拠点都市として多くの人を訪れる魅力あるまちを創造しよう～

(1) 港湾機能及び港湾空間の整備

四国の西の玄関口としての役割を果たすべく、港湾機能及び港湾空間を隣接する八幡浜漁港広域漁港整備事業との連携を図り、地場産業の振興と中心市街地との一体的な「みなとまち」づくりの整備を行うとともに、耐震強化岸壁の整備により、安全・安心な「みなとまち」づくりに努めます。

(2) 鉄道電化促進

JR予讃線（伊予市以南）の電化促進を関係自治体とともに働きかけていきます。

(3) 地域高規格道路及びアクセス道路等の整備

地域高規格道路「名坂道路」の早急な供用開始により、両庁舎間や市街地間の交通を円滑化します。また、大洲方面への早期着工を関係機関に働きかけ、本地域に「高速効果」を引き込むとともに、市街地の交通渋滞解消に努めます。

さらに、地域高規格道路へのアクセス道路や集落間を結ぶ国道・県道等の道路網の隘路箇所や、バイパスルートの整備等をはじめとした道路網の充実により、生活圈域間の交通を円滑化します。

加えて、生活に密着した市街地・集落内道路や集落を結ぶ市道の改良整備を進めます。

(4) 地域の特色を生かした交流拠点づくり

西四国の陸と海の交通拠点としての利点を最大限に活かし、人々の活発な交流を促進するため、中核的な交流拠点の整備を推進し、各地の資源を活かした特色ある交流の受け皿づくりを展開します。これによって、本地域により多くの人や車が立ち止まり、また「目的的地」として来訪する人を増やし、さらに繰り返し来訪していただく「交流人口」の確保を図っていきます。

さらに、来訪者を対象とした地場製品の販売の場をつくり、地場製品のPRを図り、生産者の販路を拡大し、地域振興を図ります。

(5) 交流活動の促進

新市には、みかん畑、筏の並ぶ風景や漁り火の眺望、平家谷公園、潮干狩りのできる河口など海・山・溪谷の自然に加え、明治の町並みなど、特色ある交流資源も多いことから、それらをネットワーク化していくとともに、歴史や文学、自然や文化とのふれあい体験な

ど、この地域独自の資源を活かした交流を活発化させます。

(6) CATVの充実

他地域に先行して広域で整備が進んできたCATV（ケーブルテレビ）網のデジタル放送時代に対応した設備の更新を支援し、生活に密着した行政情報サービスの充実を図ります。

〔主要な事業〕

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	概算事業費
1 港湾機能及び港湾空間の整備	●八幡浜港の整備 フェリー利用客等の来訪者を引きつけ、安心なくらしを支えることを目的とした八幡浜港地域交流拠点整備事業 フェリー埠頭再整備事業	14,276
2 鉄道電化促進	●JR電化促進	
3 地域高規格道路及びアクセス道路等の整備	●地域高規格道路の整備促進 名坂道路の早期完成と大洲方面への延伸 ●アクセス道路の整備 ●市道の整備 生活に密着した市街地・集落内道路や集落を結ぶ市道の改良整備	
4 地域の特色を生かした交流拠点づくり	●地域文化・物産を軸とした交流拠点の整備 保内町地域交流拠点整備	
5 交流活動の促進	●観光交流資源の活用	
6 CATVの充実	●デジタル化に対応したCATV設備更新の支援 ●コミュニティ放送の充実と活用	

〔愛媛県の事業〕※（平成16年度～令和6年度）

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	概算事業費
3 地域高規格道路及びアクセス道路等の整備	●（国）197号道路改築事業（名坂道路・八幡浜道路・夜昼道路・大洲西道路）	48,322

県事業については、第6章に再掲

2. 自然を友に生活する快適なまちづくり

～自然と暮らしが調和した新しい暮らし方を創造しよう～

(1) 土地の高度利用

市街地においては、低未利用地の有効活用を促すことにより、居住機能・商業機能の一層の向上を図ります。

住民がいつまでも快適な生活を営めるよう、多種多様な生活様式に合わせた住宅地や公営住宅の整備に努めます。

八幡浜漁港整備事業とあわせ、環境との調和を図りながら、埋立用土砂採取用地を活用した臨海土地造成事業を行うなど、土地の有効活用を図ります。

(2) 市街地の整備

公共施設や歩道・ターミナルのバリアフリー化や高齢者や身体の不自由な人をはじめ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの取組みを行うなど、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

景観に配慮した特色ある街路や、自転車や徒歩で利用しやすい街路の整備を進めます。

公営住宅においては、計画的な整備を行います。

港や駅などのターミナルにおいては、交通機関の乗り継ぎの利便性を向上させるとともに、観光ガイド機能や物産販売機能の充実を支援します。

商業地においては、水産物流通拠点との連携やイベント活動の支援により、地域の特性を活かした物販・飲食機能の向上を図ります。

中心拠点誘導施設（商業施設）として、民間活力を利用した温浴施設を整備し、市も瀬局的に支援します。

(3) 快適な交通環境の確保

市民の日々の交流に不可欠な交通を確保していくため、JR予讃線・バス路線・航路の便数の維持・充実等を図ります。特に、離島航路やバス路線については、当該地域住民の「ライフライン」（生命線）として維持していくとともに利便性向上を図ります。

道路についても、歩道の確保や交通安全施設の設置等により、安心して歩ける道路整備を進めます。

(4) 上下水道事業の推進

かけがえのない海を守っていくため、生活排水対策に計画的に取り組み、公共下水道、漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽の設置補助など、その地域に応じた整備手法により、早期の普及促進に努めます。

また、市街地からの排水の円滑化を図るため、都市下水路整備を進めます。

上水道の拡張整備、機器更新を進めるとともに、水源の確保に努め、水資源の安定供給を図ります。

(5) 循環型社会形成

新市においては、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター、一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設がありますが、これらの施設については、将来にわたり安全に使用できる改修を行うとともに、廃棄物処理状況に応じて、施設の適正配置に努め、効率的なごみ処理体制の整備を図ります。あわせて、リサイクル推進のため新たに求められる施設整備について調査・検討を進めます。

また、学校、家庭、職場、地域などで環境教育を推進し、住民・企業・行政が一体となった総合的な省資源・リサイクル活動を推進します。特に、ごみの減量化や再資源化を進めるため、現在実施している資源ごみ回収事業、生ごみ処理機の普及などを始めとするリサイクル活動を支援し、意識の高揚を図ります。

(6) 火葬場の新築

火葬場を新築し、併せて葬祭一切を行える施設とし、市民の利便性を図ります。

(7) 自然環境との調和

良好な自然環境の維持に努めるとともに、自然に親しむ機会を提供していくため、河川に沿った遊歩道や海水浴場の整備など、安全に水辺に接することのできる環境づくりに努めます。

住民参加による身近な花づくり運動、都市緑化の推進など、潤いのある都市空間の形成を図ります。

環境を守っていくのは市民一人ひとりの自覚と行動であるという意識を高めるため、環境団体やボランティアとも連携し環境教育を拡充します。生活と自然環境とのつながりについての認識を深め、環境にやさしい生活様式の定着を図るほか、自らが海や川の浄化や地域環境の整備に関わっていくなど、環境を美しくする活動への参加を促します。

各種整備事業においては、動植物の生息環境に配慮するなど自然環境や景観への影響をできる限り少なくするとともに、間伐材などの自然材・再生材の利用促進に努めます。さらに、行政における環境に配慮した製品の積極的利用（グリーン購入・グリーン調達）を推進します。

(8) 災害に強いまちづくり

安心して暮らせる地域をつくっていくため、消防設備の更新、防災行政無線の統合や、がけ崩れ等危険箇所の計画的整備を進めます。

特に、南海トラフ巨大地震（注）に備え、公共施設等の耐震診断及び補強工事や津波・高

潮対策を進めるほか、原子力防災の徹底を図ります。

(注) 南海トラフ巨大地震：政府の地震調査委員会が平成27年1月14日に発表した海溝型地震の長期評価の概要によると、マグニチュード8～9クラスと想定される南海トラフ巨大地震が、今後30年以内に発生する確率は70%程度、50年以内では90%程度となっています。(算定基準日：平成27年1月1日)

(9) 新エネルギーの導入

限りある資源の有効活用や環境に調和したまちづくりに資するとともに、環境に配慮した都市イメージを確立するため、クリーンエネルギー車の導入や、太陽光や廃棄物を利用したエネルギー利用など地球に優しい新エネルギーの導入を検討します。

〔主要な事業〕

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	概算事業費
1 土地の高度利用	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用の見直し・高度利用 臨海土地造成 ●快適で良好な宅地・住宅供給 宅地供給 公営住宅の建設・改良整備 	22,396
2 市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地バリアフリー化 障害のある人を含め全ての人々に利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり(ターミナル整備改修など) ●都市計画道路の整備 ●交通ターミナル整備 利便性向上のためターミナルや駅前広場等の改修 ●都市景観の整備 公園緑地の整備・都市緑化都市公園等継続整備 花づくり緑化運動の推進 都市緑化の推進 ●温浴施設の整備 	
3 快適な交通環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の維持 ●離島航路の維持 ●街路・歩道整備 歩道等の整備、交通安全施設の整備による安全な道路環境の整備 	
4 上下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道・生活排水処理施設の整備 下水道事業の推進 合併処理浄化槽の普及促進 ●上水道の整備 上水道・簡易水道施設の拡張整備 ●都市下水路の整備 	

5 循環型社会形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理対策事業 廃棄物処理施設の改修整備 北環境センターの取り壊しと跡地の整備 リサイクルプラザなどのリサイクル施設の拡充 ● リサイクル推進 ごみ減量・リサイクル活動の促進 市民団体・各種グループによる資源回収事業の促進 	前頁に掲載
6 火葬場の新築	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬場の新築 	
7 自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺空間の整備 河川に沿った遊歩道の整備 海水浴場の整備 ● 環境教育の推進 環境ボランティアとの連携 ● 自然や景観に配慮した整備事業の推進 	
8 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の地震対策 公共施設等の耐震診断及び補強工事 避難場所の整備 ● 防災対策 海岸保全事業、高潮対策事業、海岸整備事業、河川事業、がけ崩れ防災対策事業等 ● 消防施設・設備の整備・更新 消防車両・消防ポンプ・倉庫・防火水槽等の整備 ● 地域防災計画の見直し ● 防災行政無線の統合整備 ● ハザードマップの作成 	
9 新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 新エネルギーの導入 クリーンエネルギー車の導入 ● 公共施設への導入検討 	

〔愛媛県の事業〕 ※（平成16年度～令和6年度）

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	概算事業費
8 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 県営地すべり対策事業（9箇所） ● 地すべり対策事業（6箇所） ● 海岸高潮対策事業（2箇所） ● 急傾斜地崩壊対策事業（8箇所） ● 通常砂防事業（4箇所） ● 海岸保全施設整備事業 ● 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ● 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策3箇所） 	7,370

県事業については、第6章に再掲

3. 安心・希望に満ちた温かなまちづくり

～みんなが健康でいきいきとした生活が送れるまちにしよう～

(1) 医療体制の拡充

八西地域の中心都市として、救急医療を含む医療機能の高度化への要望は強いものがあり、市立八幡浜総合病院の改築及び高度医療機器の導入により、機能強化を図ります。また、かかりつけ医の普及や広域的な協力・支援体制づくりの検討、健康増進や疾病予防から、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療体制の確立などに努め、地域医療体制の充実を図ります。

さらに、広域的な救急医療体制の一層の整備、充実を図ります。

(2) 地域独自の健康づくり

住民が主体的な健康管理を実践できるよう、保健所や保健センターの医療機関など関係機関、団体との連携を強化し、各種健康診査や健康相談、健康教育の充実を図るとともに、地区公民館を活用した健康教室など、きめ細やかな保健活動の展開を図り、生涯を通じた住民の健康づくりに努めます。

また、住民の健康づくり支援のため、ウォーキングコースを整備するなど健康都市としての魅力向上を図ります。

さらに、CATV網など高度情報通信技術を活用した保健・医療情報システムを検討します。

(3) 介護の充実

今後、介護の必要な後期高齢者（75歳以上）が増えていくと予想されることから、介護保険制度を適切に運用していくとともに、住み慣れた自宅・地域コミュニティの中で生活し続けたいという希望もあるところから、在宅と施設入所の適切な組み合わせ、介護ボランティアの活用に加え、民間施設の適切な立地誘導により、通所・入所施設を確保するなど、地域介護体制の一層の充実に努めます。

(4) 高齢者福祉を中心とした地域福祉の充実

今後ますます高齢者人口の増加が見込まれることから、老朽化している養護老人ホーム「あけぼの荘」「湯島の里」両施設を統合して改築整備します。また、高齢者等の多様なニーズに合わせて、共同生活型の施設整備も計画的に進めていきます。さらに、地区公民館などの既存施設を活用した健康教室など高齢者福祉の充実を図ります。

八西地域で広域的に利用できる施設として障害者福祉施設（通所授産施設）を整備します。

加えて、ボランティアセンターの活用や社会福祉協議会・関係団体等との連携による福祉ボランティアの育成支援により、住民が相互に支えあう福祉ネットワークづくりなど、地域で支え合う温かみのある地域福祉体制を推進します。

(5) 子育て支援

子育ての不安を軽減し、子どもを生み育てやすい環境を整え、定住人口の定着を図るため、子育て関連施設の拡充や地域の支援体制の充実に努め、児童館や子育て支援センターとの複合化など児童の健全育成環境の充実に努めます。

働き方の多様化に合わせた保育サービスを充実していくとともに、保健センターなどの身近な相談窓口を充実し、また保健所やボランティア、NPO（民間非営利団体）などとともに子育て支援サービスの拡充に取り組みながら、さらに子育て経験豊富な地域の高齢者の知恵を生かし、安心して健やかな子どもを生み育てていける体制を整えます。

また、国による制度検討の状況を踏まえ、幼稚園と保育所（園）の一元的整備・運用（幼保一元化）についても検討していきます。

(6) 高齢者等の社会参加促進

多くの人々が気軽に出かけ、ともに楽しみ、親しみ、ふれあいの輪を広げていくことのできる環境を形成していくため、福祉循環バス等の充実に努めます。

さらに、シルバー人材センターを活用した就労支援のほか、生涯学習・文化活動・地域の伝統行事など、高齢者等が多くの人々と心の交流ができる場を提供し、経験ある「ちえ」「わざ」をさまざまな場で発揮していけるよう、その条件を整備していきます。

障害のある人についても積極的に地域社会とのふれあいが図られるよう、就労支援や公共施設のバリアフリー化促進など、環境整備を図ります。

こうした活動の担い手として、既存の事業者、各種団体との連携確保のほか、福祉関連事業等を営むコミュニティ・ビジネスの育成にも努めていきます。

〔主要な事業〕

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	概算事業費
1 医療体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立八幡浜総合病院の機能的強化 市立八幡浜総合病院の改築及び高度医療機器の導入 	10,260
2 地域独自の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康教育・健診の充実 保健所・関係機関団体と連携した生活習慣病予防や食生活改善を中心とした健康教育の充実 生活習慣病や老人性痴呆の早期発見のための健診や保健指導の充実 ● 地域ごとの健康づくり活動支援 ● ウォーキングコースの整備 ● 情報通信網を活用した健康管理システムの検討 	
3 介護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援事業等の充実 医療機関・保健機関・介護施設等のネットワークの構築と活用 ● 介護・入所施設の整備 民間施設の適切な立地誘導による、高齢者・障害者等のニーズに合致した介護・入居施設の整備促進 	

<p>4 高齢者福祉を中心とした地域福祉の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホームの統合・改築（移転） 「あけぼの荘」「湯島の里」統合改築移転 障害者福祉施設の整備 知的障害者・精神障害者授産施設の整備 ● 地域ケア体制の強化(福祉ボランティアの育成) ボランティアセンターの活用や社会福祉協議会・関係団体等との連携による福祉ボランティアの育成支援 福祉ボランティアの組織化支援 ● 地区公民館等既存施設を活用した高齢者福祉の充実 	<p>前頁に掲載</p>
<p>5 子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所（園）の整備と保育サービスの充実 保育所（園）の整備・改修(子育て支援センター・児童館も併設した複合施設)の建設 ● 子育て支援事業の充実 子育てボランティアの発掘やボランティア組織等の活動支援による子育てサービスの充実 ● 幼稚園と保育所（園）の一元化の検討 	
<p>6 高齢者等の社会参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の利用しやすい交通手段の確保 福祉循環バスの充実 ● 高齢者等の就業機会の拡充 シルバー人材センターの活用 ● 地域とのふれあい促進 地域における学習・レクリエーション活動への高齢者の参加促進 ● 公共施設のバリアフリー化促進 ● コミュニティ・ビジネスの振興 	

4. 新鮮・安心な自然の恵みを伝える食^{しよくさい}彩博物館のまちづくり

～産業の営みの誇りと活力を取り戻そう～

(1) ブランド産地づくりの推進

本地域は海山と太陽の自然の恵みを消費者に伝える一大産地としての役割を存分に発揮し、「えひめみかん」のトップランナーとしての役割が今こそ求められています。JAにしよう他関係団体との連携のもと、市場で高く評価されるブランド（銘柄）品としてのかんきつ類の生産体制を確立できるよう支援していきます。

また、かんきつに関する「作る」「加工する」「開発する」「交流する」機能を集約した施設の整備を図ります。

水産品においても、漁業者・関係団体と地域・行政とが一体となって「媛っ子アジ」「媛っ子サバ」など「地域ブランド」の確立をめざした取り組みを進めます。

さらに、銘柄品づくりの担い手となる人材育成を進めるとともに、新市発足を契機としたブランド化についても関係団体と連携し、検討します。

(2) 農林水産品流通力の向上

地域の気候・風土に育まれた産品をゆっくりと味わう「地産地消」が注目されており、地域産品の新鮮さや安全性をアピールし消費拡大を図るための直販体制や学校等への食材の供給をはじめとした流通体制づくりを推進していきます。

消費者が農林水産物と直に接し「生の声」が入る仕組みを作るため、整備された交通網を活用し、「道の駅」等の直売所やインターネット等を活用するとともに、市場ルート以外の販売ルートを構築するなど、販売ルートの多様化を促進します。

併せて特産品の加工センターを複合施設として整備します。

(3) 農林業の振興

農道の整備・改植・園地改良・共同利用施設の整備などにより、消費者に支持される品質本位の生産体制を充実し、高い市場評価の獲得を図ります。それから得た評価を生産者に還元し、適正に報われる仕組みを確立するとともに、生産者の生産体制の見直し等が促される仕組みづくりを図ります。

林業では、木材・特用林産物の生産のほか、国土の保全、水源のかん養、野生動植物の保護、大気保全（二酸化炭素吸収）、保健休養の場など、森林の公益的機能に一層目が向けられつつあるところから、除間伐等の森林整備及び林道など基盤整備を引き続き進め、森林機能の増進を図ります。

また、本地域においては、それぞれに高齢化・後継者不足等が深刻化しているため、農地の流動化と担い手の確保の一体的な推進と併せ関係団体の育成を図っていきます。

(4) 水産業の振興

八幡浜港の整備と連携を図った八幡浜漁港広域漁港整備事業等の実施により、HACCP(注)対応の水産物卸売市場施設の整備を行い、「食の安全・安心」等消費者ニーズに対応した水産物の供給体制を確立します。

さらに、市場の統合、市場経営の合理化等を進め価格形成能力のある産地市場を構築するとともに、八西地域の漁協合併を促進し、漁村地域経済の中核である漁協組織の体質強化を行い、漁業経営の安定を図ります。

また、漁港及び集落における生活環境の整備や地先漁場での水産資源の増大と管理を進めます。

(注) HACCP(ハセップ)：危害分析重要管理点方式。製造工程の中で、汚染が生じる可能性のあるポイントを予め選り出し、重点的に監視することで食中毒の発生を未然に防ごうという方法。

(5) 商工業の振興

商店街の整備や魅力あるサービス機能の導入、港との動線の確保、イベント活動をはじめとした活性化を支援していきます。

造船・木製品・コンクリート製品をはじめとした地場産業については、中小企業の経営体質の強化、技術高度化・人材確保・人材育成への支援などにより、振興を図ります。

さらに、港湾機能や交通拠点としての立地を活かし企業用地を提供することによって、流通・製造など成長性に富み、雇用吸収力の高い企業の誘致や、1.5次・2.5次産業の育成支援、コミュニティ・ビジネスの事業化支援、環境調和型産業の振興に努めます。

(6) 観光の振興

西四国における観光客の広域的な動きに対応し、地域イメージや海・山・渓谷・物産・歴史資源等を活かした観光受け入れを強化するため、観光施設の整備・グレードアップ、により、グリーン・ツーリズム、産業観光、自然・文化体験観光を振興し、交流人口の増大を図ります。

また、観光推進組織の強化、近隣地域と連携した広域的な観光客誘致を進めるとともに、観光交流の新しい担い手である観光ボランティアの育成を図ります。

〔主要な事業〕

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	概算事業費
1 ブランド産地づくりの推進	●かんきつ活性化センターの整備 かんきつに関する「作る」「加工する」「開発する」「交流する」機能を集約した施設を県営中山間地域総合整備事業で検討する。 ●人材の育成 ●新市発足を契機としたブランド化の検討	3,945

2 農林水産品流通力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●地産地消の推進 地域産品の新鮮さや安全性をアピールし消費拡大を図るための直販体制や学校等への食材の供給をはじめとした流通体制づくり ●特産品加工センターの整備 ●販売ルートの多様化促進 	前頁に掲載
3 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●生産基盤の整備 農林道整備・改植・園地改良・共同利用施設の整備 ●後継者等の育成 	
4 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●水産物市場の整備 ●漁港等の整備 八幡浜漁港の整備 その他漁港の整備 ●水産物品質管理システムの導入 水産物衛生管理システムの導入支援 ●水産資源管理 漁場整備(増殖場・築いそ等) 種苗生産施設の整備 	
5 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街の振興 ●地場産業の振興 販路の開拓、人材の育成等による地場産業の振興 ●1.5次・2.5次産業の育成支援 ●コミュニティ・ビジネスの振興 コミュニティに密着した事業化の促進 ●環境調和型産業の振興 ●工業用地の確保 企業用地の提供による企業誘致の促進 	
6 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●観光資源のグレードアップ 平家谷公園整備 ●観光推進組織の整備と広域観光の推進 ●観光ボランティアの育成 	

〔愛媛県の事業〕※（平成16年度～令和6年度）

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	概算事業費
3 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●県営畑地帯総合整備事業（3箇所） ●県営中山間地域総合整備事業（2箇所） ●県営農業水利施設保全合理化事業（1箇所） ●県営水利施設整備事業（3箇所） ●県営水利施設整備事業（基幹水利保全型）3箇所 ●県営農地耕作条件改善事業（1箇所） ●基幹農道整備事業 	13,353
4 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●八幡浜漁港整備事業 	

県事業については、第6章に再掲

5. ともに育つ・育てる教育のまちづくり

～地域の文化や行事を大切にし、のびのびとしたまちを創造しよう～

(1) 学校教育の充実

地域の未来を担う豊かな人間性とたくましい創造性を持つ健やかでのびのびとした子どもたちを育成していくため、教育施設・設備の拡充に努めながら、海・山・街の中での生きた学習や、地域の人々や産業の営みとのふれあいを重視した校外体験学習・ふるさと教育やスポーツ・文化を通じた学校間交流などを積極的に展開し、家庭教育の充実、家庭と地域・地域諸団体と学校・教育委員会との関係をより一層強化することにより、「地域の教育力」を高めます。

さらに、空き教室を自主学習等に活用していく方策についても検討していきます。

(2) 生涯学習の振興

公共施設の開放促進や、指導員の配置、学習グループ活動の支援とともに、高度情報通信網の活用など広域的な生涯学習ネットワークシステムを充実させ、住んでいる地域・年齢・性別・職業や世代間の違いなどを越えて、仲間づくりや学習機会の拡充に努め、関心のある分野を自由に選んで系統的に学習を進められる環境を整備します。

図書館を生涯学習の一つの拠点として位置づけ、蔵書・ライブラリーの充実、情報ネットワーク網の整備による高度化を図ることで、幼児や子どもから成人までより多くの人に利用される仕組みをつくります。

地区公民館を活用した地域の学習活動を支援していくとともに、文化団体・サークルの学習成果の発表・表現の機会を拡充していくなど、生み出された学習成果を活かしていくような環境づくりに努めます。

人権問題に関する正しい理解と認識を深める人権教育を学校教育ばかりではなく、社会教育の場でも推進していきます。

国際化が飛躍的に進む中、国際交流事業等を通じ、それぞれの国の言語・風習・文化を学び交流を深めていくことも大切です。そのため、国際社会に対応した生涯学習プログラム等の充実にも努め、国際性豊かな人材の育成を支援していきます。

(3) 芸術文化の振興

活動の拠点として幅広く利用されている「ゆめみかん」の利用者の利便性を高めるため、駐車場を拡張・整備するほか、自主企画事業の充実と「友の会」の拡充を図ります。

また、既存の社会教育施設の利活用促進により、市民の自発的活動の場を提供するとともに、「メセナ八幡浜」など特色ある活動を支援し、芸術文化公演など新しい文化にふれる機会と場所を提供していきます。

(4) 伝統文化・地域文化の振興

歴史に根ざした各種伝統行事・伝統芸能、文化財、遺跡等のそれぞれ地域独自の伝統ある歴史・文化を各地域の「個性」として、地区公民館や集会所を拠点とした保存団体や後継者の養成・確保、さらに青少年の積極的参加を支援することにより、保存・継承に努めます。

さらに、文化祭などを通じてそれらを広く内外に披露する機会を設けることにより、市民の共通理解を促し、地域文化活動の一層の向上を図ります。

(5) 町並み文化の創造

明治期以降の繁栄を物語るレンガ造りの建物や洋館、橋梁などの町並みは本地域独自のものがあり、その保存継承をはかってきましたが、近年、近代産業遺産への関心が高まりをみせていることから、市街地に存在する明治期以降の歴史的建造物の保存、活用など町並みの整備と合わせ、各種産業遺産など地域ゆかりの歴史文化資源を見て回るコースの設置など、それらを「つないで」いくことによって、背後のみかん山と調和した歴史文化に裏付けられた港町の「町並み文化」が感じられるまちづくりを実施します。

また、町並みを生かした町歩きやタウンウォッチングなどのイベントの促進を図ります。

さらに、現存の歴史的建造物のうち保存が困難な物件について、映像や音声等で遺していく取り組み（デジタルアーカイブ化）についても検討を進めます。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション施設の整備を図り、指導者の確保・育成、既存施設の活用を促進するとともに、スポーツ関係団体、とりわけ愛媛県内でも活発で先進的な取り組みが進められている「スポーツ少年団」や新しい組織である「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図り、新市内外のスポーツを通じた交流促進に役立てます。

また、身近な場所で、仲間と共に自主的にスポーツ活動が行えるよう、学校施設や既存スポーツ施設を市民に広く開放し、各地の教室・サークル等の情報の提供を進めます。

〔主要な事業〕

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	概算事業費
1 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none">● 学校施設・設備の整備<ul style="list-style-type: none">小中学校施設の改修整備(校舎・屋内運動場・プール)小中学校施設等の耐震診断及び補強工事給食センターの新築・整備校内 LAN・コンピュータネットワーク整備● 空き教室の有効活用● ふるさと教育・心の教育の充実<ul style="list-style-type: none">自然体験学習施設を活用した自然とのふれあい促進	5,854

	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と学校との連携強化 学校と地域との連携強化による「地域の教育力」向上 家庭教育の充実 	前頁に掲載
2 生涯学習の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の振興 生涯学習の体制整備 指導者人材バンクを活用した生涯学習支援 ●情報・生涯学習拠点としての図書館サービスの充実 蔵書・収蔵物の充実 生涯学習支援ネットワークの構築 ●地区公民館等の整備拡充 地域の生涯学習の拠点としての地区公民館等の整備 拡充 ●人権学習の充実 人権教育・人権学習会の推進 ●国際交流の推進 	
3 芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●「ゆめみかん」を拠点とした芸術文化活動の充実 「ゆめみかん」駐車場の拡張・整備 自主企画事業の充実と「友の会」の拡充 ●文化団体・サークルの育成 各地の活動施設を核とした芸術文化活動支援 	
4 伝統文化・地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統的地域文化・地域行事の保存伝承 伝統的文化の保存・伝承 文化財の保存活用 地域ごとの伝統ある芸能や行事の保存継承 ●地区公民館等を核とした地域文化活動推進 地域の公民館・集会所等における活動の促進 	
5 町並み文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的建造物等の保存・活用 歴史的建造物等の保存・整備 朽ちていく建造物の電子媒体への保存 ●町並みを生かしたイベント等の実施 町並みウォーク等イベントの実施 	
6 スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の充実 運動公園の整備 運動施設の改修 ●スポーツ団体の育成 スポーツ少年団等の活動支援 総合型地域スポーツクラブの育成 ●スポーツ・レクリエーション活動の推進 各種スポーツの普及（軽スポーツの普及促進） 既存運動施設の利用促進 スポーツ指導員の相互交流によるレベルアップ促進 	

6. ともに支え合う共生のまちづくり

～地域とのふれあいにより、安心して暮らせるまちであり続けよう～

(1) 地域自治の振興

最も住民に身近で基礎的共同体である集落単位のコミュニティの、ともに支え合う機能を維持・発展させていくため、自治会組織を充実させ、それぞれのコミュニティで行われる各種活動の支援を行い、そのための活動拠点としてコミュニティ施設や公園・広場の充実を図るとともに、既存施設を積極的に開放していくことによって、ふるさと意識の醸成、地域文化の継承を図ります。

なお、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の整備にあたっては、高い密度で市街地や集落の形成が進んでいることから、施設の複合化や多機能化による利便性の確保を図ります。

自治の担い手である自治会組織の充実を図るとともに、地域住民による地域独自の文化資源の発掘・再発見（宝さがし）などの活動を支援します。これら活動に当たっては、「団塊の世代」のリタイア（退職）者・Uターン者など、豊富な社会経験を持つ人々をはじめとした、多様な世代・職業の人々の積極的参画を促していきます。

さらに、地域審議会制度の活用により、地域の声が市政に反映される仕組みの活用を図ります。

(2) 地域間交流の活発化

新市としての市民意識の確立を早期に図るため、両地域間の交流を活発化させる各種行事を計画・実施していきます。また、市民の一体感を促進させるため、市民参加型のイベントや祭りを計画・実施していきます。

(3) 男女共同参画社会づくり

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、働く女性の就業環境と労働条件の整備を促進するとともに、育児や介護への男性の参画を促進することによって、男女がともに地域づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を図ります。

(4) NPO等各種団体の育成支援

新市のまちづくりを進めていくにあたっては、行政と、市民やそのグループ、事業所、NPO（民間非営利団体）、ボランティア組織などの諸団体等との連携を深めていくとともに、それら団体の自主的活動を促していきます。

さらに、一人ひとりが地域社会の中で自ら輝き、共に心豊かに生活できる環境を市民とともにつくっていくため、市民参加の促進に努めます。

(5) 災害を防ぐまちづくり

発生が予想されている南海大地震による津波などの被害を最小限に食い止めるため、住民と行政との連携・協力により、自主防災組織の整備・強化を図るとともに、避難訓練等を実施するなど、地域の防災意識を高めます。

(6) 自治を支える行政体制の整備

すみやかに一体化を実現していくとともに、市民サービスの一層の向上、行政運営体制の効率化のため、新市の統一した事業の遂行上、必要な電算システム等の整備、庁舎・支所等の改修、市有財産の整備、公共ネットワークの整備、公共的団体の統合支援を進めます。

また、新市発足を区切りとして、アイデンティティ（地域の独自性）を高め、一体感を醸成するための事業を実施します。

さらに、自治組織との連携のもと、行政運営状況に関する情報や、市政に対する要望や意見がすみやかに伝わるよう、広報広聴の充実を図ります。

〔主要な事業〕

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	概算事業費
1 地域自治の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ施設の整備拡充 公民館等の整備による地域コミュニティ活動の活性化 公園・広場の充実 ●自治会組織の充実 ●地域文化資源の発掘（地域の宝さがし） 地域住民による地域独自の文化資源の発掘・再発見の支援 ●地域審議会制度の活用 地域審議会制度を活用した地域の声の市政への反映 	113
2 地域間交流の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域間交流活動の活発化 ●新市交流イベントの実施 市民が一体となる市民参加型の新市イベント・祭りの創出 	
3 男女共同参画社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくり 男女共同参画計画の策定 	
4 NPO 等各種団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO団体等の育成支援 ●市民活動の支援 NPO（民間非営利団体）、ボランティア組織などの諸団体等との連携促進 	
5 災害を防ぐまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の組織化と関係機関との連携強化 南海大地震に備えた避難訓練等の実施 	
6 自治を支える行政体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●新市の統一した事業の遂行上、付加的に必要となり、かつ、行政運営の合理化、効率化に資する事業 電算システムの統一・変更 ●住民への行政サービス水準の確保、強化に資する事業 庁舎、支所等の改修 市有財産の整備 ●公共施設のネットワーク化等 電話、防災行政無線の統一 図書館貸出システムの統一 地域公共ネットワークの構築 ●公共的団体の統合支援 ●新市のアイデンティティを高め一体感を醸成する事業 合併記念式典開催事業、合併記念碑の建立 ●広報広聴の充実 自治組織との連携 	

第6章 新市における県事業の推進

新市のまちづくりにおいては、新市域内外の交流を活発化させるとともに、その地域特性や立地環境、歴史文化を背景とした生産・生活・交流などの機能強化に取り組んでいくことが必要です。

新市は、愛媛県と連携を取りつつ、一体性をより一層高めていくため、市街地間や隣接圏域と結ぶ幹線道路の整備拡充を進めるとともに、生活基盤・生産基盤の整備を図り、さらには新市が西四国における拠点都市を形作っていくために必要な各種事業を協力し推進していきます。

〔愛媛県の事業〕（再掲）※（平成16年度～令和6年度）

（単位：百万円）

分野	主要施策	主要事業	概算事業費
四国と九州を結ぶまちづくり	地域高規格道路及びアクセス道路等の整備	●（国）197号道路改築事業（名坂道路・八幡浜道路・夜昼道路・大洲西道路）	48,322
自然を友に生活する快適なまちづくり	災害に強いまちづくり	● 県営地すべり対策事業（9箇所） ● 地すべり対策事業（6箇所） ● 海岸高潮対策事業（2箇所） ● 急傾斜地崩壊対策事業（8箇所） ● 通常砂防事業（4箇所） ● 海岸保全施設整備事業 ● 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 ● 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）3箇所	7,370
新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり	農林業の振興	● 県営畑地帯総合整備事業（3箇所） ● 県営中山間地域総合整備事業（2箇所） ● 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（1箇所） ● 県営農業水利施設保全合理化学業（1箇所） ● 県営水利施設整備事業（3箇所） ● 県営水利施設整備事業（基幹水利保全型）3箇所 ● 県営農地耕作条件改善事業（1箇所）	13,353
	水産業の振興	● 八幡浜漁港整備事業	
計			69,045

県事業については、第5章の関係箇所にも関連づけ、記載している

第7章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

新設される施設については、その運営に適した立地・規模を検討し、配置します。

また、公共施設等総合管理計画（平成27年度～28年度策定）に基づき、計画的に公共的施設の適正配置に努めるものとし、利用度の低い又は遊休化している施設については、除却を進めます。

なお、「分庁」方式とすることから、行政情報処理システムの統合・高度化を図るため、各庁舎等を結ぶ行政情報通信ネットワーク等、必要な機能を整備し、住民サービスの向上を図ります。

第8章 財政計画

財政計画は、建設計画策定上の平成16年度から令和6年度までにおける新市の財政運営の指針となるものです。

財政計画作成にあたっては、普通会計ベースにおける堅実かつ健全な財政運営を基本として、現時点で考えられる状況のなかで、合併によって期待される経費の節減効果や住民サービスの向上などの必要経費を反映させるとともに、合併特例債・地方交付税などの国の財政的支援措置についても勘案しています。

なお、31年度の改定においては、平成16年度から平成30年度までの数値は各年度の決算額とし、平成31年度から令和6年度までの数値は、平成31年度当初予算額を基本に、後年度予定事業費及び財源について積算した結果を集計した上で、歳入・歳出の項目ごとに社会情勢等を考慮しながら推計し策定しています。

歳入・歳出項目の主な内容は次のとおりです。

●歳入

・地方税

経済情勢や人口の推移等を参考として、微減傾向としています。

・地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）の段階的縮減、合併特例債事業等における普通交付税算入措置分、及び特別交付税による措置を見込んでいます。

・国庫支出金、県支出金

国県支出金については、過去の実績と、扶助費など歳出との連動を考慮して推計しています。

・地方債

地方債については、新市建設計画に伴う合併特例債、及び通常債の発行を見込んでいます。

●歳出

・人件費

定員適正化計画に基づく一般職員の段階的削減による効果が年々累増し、計上されるものとみなし、また、令和2年度からは会計年度任用職員制度を導入することにより臨時職員の賃金が物件費から人件費に計上替えとなることによる増を見込んで推計しています。

・物件費

令和2年度からは会計年度任用職員制度を導入することにより臨時職員の賃金が物件費

から人件費に計上替えとなることによる減や今後の地方交付税の削減等を考慮し、抑制に努めるものとし推計しています。

- ・扶助費

高齢者人口の増加及び住民サービスの向上による影響額の増加などを見込み、年間1%程度の増として推計しています。

- ・補助費等

補助費等については、各種補助金の見直しに基づき、今後の事業計画を勘案し、抑制しています。

- ・普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に位置付ける事業、及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

- ・公債費

合併前の各市町借入分を含む既存発行地方債の償還額を算定し、今後の新たな地方債発行に係る償還額を見込み、合算して推計しています。

- ・積立金

積立金については過去の実績推移を踏まえて推計しています。

- ・繰出金

主として、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業、市立総合病院改築のための一般会計からの繰出金を計上しています。

歳入

単位：百万円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	21ヵ年累計
地方税	3,628	3,681	3,645	4,068	3,922	3,819	3,974	3,750	3,644	3,672	3,700	3,490	3,538	3,542	3,455	3,409	3,377	3,299	3,284	3,269	3,226	75,075	
地方譲与税	269	349	463	190	183	158	153	149	139	132	126	132	122	121	122	129	129	129	129	129	129	129	3,584
利子割交付金	39	25	18	24	24	20	17	14	14	14	12	11	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	317
配当割交付金	6	10	15	18	7	5	6	7	7	15	28	22	13	19	14	16	16	16	16	16	16	16	286
株式会社等譲渡所得割交付金	7	15	13	11	3	3	3	2	2	24	19	22	9	20	12	12	12	12	12	12	12	12	234
地方消費税交付金	424	391	397	385	358	364	364	344	334	331	402	703	616	620	651	673	673	673	673	673	673	673	10,719
自動車取得税交付金 (自動車税増徴性割交付金)	87	75	82	75	67	38	32	28	34	30	15	20	23	30	32	16	16	16	16	16	16	16	767
地方特例交付金	123	115	90	27	43	47	64	53	7	8	7	7	7	7	8	11	11	11	11	11	11	11	676
地方交付税	7,660	7,879	7,440	7,033	7,307	7,400	7,736	7,720	7,544	7,952	8,198	8,133	8,056	7,996	8,023	7,863	7,946	8,010	8,067	8,105	8,058	163,627	
普通交付税	6,557	6,787	6,435	6,106	6,371	6,425	6,733	6,716	6,535	6,972	7,263	7,203	7,103	7,069	6,958	6,944	7,032	7,100	7,162	7,204	7,162	20,290	
特別交付税	1,103	1,092	1,005	928	936	974	1,003	1,004	1,009	980	935	930	953	928	1,064	919	914	910	905	901	896	896	20,290
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	96
分担金及び負担金	578	491	506	502	401	411	706	432	475	373	521	442	328	387	434	455	455	455	455	455	455	455	9,718
使用料及び手数料	668	658	647	627	614	620	537	557	587	679	639	670	682	578	562	522	444	444	422	419	424	11,700	
国庫支出金	1,771	1,572	1,399	1,142	1,311	2,880	4,176	2,002	2,270	1,614	2,147	2,288	2,202	2,342	2,099	2,864	2,404	2,201	1,806	1,951	1,912	44,552	
県支出金	1,099	1,210	1,139	1,151	1,105	1,112	1,194	1,539	2,012	1,485	2,233	1,266	1,683	1,678	1,503	1,615	1,569	1,582	1,384	1,384	1,384	30,425	
財産収入	75	71	88	53	381	55	36	153	31	34	73	89	70	80	51	51	51	51	51	51	51	51	1,625
寄附金	28	4	1	8	3	15	11	60	12	29	31	370	485	440	528	514	514	514	514	514	514	514	5,108
繰入金	2,095	75	58	380	479	350	111	20	49	108	99	255	638	110	93	445	287	481	453	340	502	7,429	
繰越金	480	648	538	530	180	321	280	683	833	444	462	372	282	314	304	491	400	400	400	400	400	400	9,171
繰入	787	886	611	605	520	475	1,219	480	511	549	490	517	457	476	529	459	419	401	401	401	401	401	11,592
地方債	1,994	1,643	1,481	1,509	1,815	2,487	2,351	2,609	2,655	1,581	1,583	1,570	1,571	1,779	2,308	2,864	2,170	2,224	2,103	1,896	1,426	41,518	
歳入合計	21,833	19,805	18,638	18,335	18,728	20,579	22,677	20,608	21,166	18,775	20,791	20,282	20,891	20,530	20,742	22,523	20,907	20,931	20,208	20,053	19,622	428,426	

四捨五入の関係で計が合致しないことがある

歳出

単位：百万円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	21ヵ年累計
人件費	3,994	3,242	3,233	3,273	3,102	3,231	3,176	2,913	3,120	2,753	3,014	3,124	2,880	2,890	2,887	2,876	2,887	2,903	2,915	2,855	2,981	54,248	
物件費	2,809	2,535	2,315	2,395	2,231	2,375	2,264	2,312	2,370	2,527	2,502	2,968	2,846	2,868	2,791	3,043	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	3,032	56,401
維持補修費	307	352	291	285	294	298	311	334	307	286	259	225	252	295	303	295	296	297	298	299	300	6,184	
扶助	1,361	1,601	1,724	1,794	1,758	1,807	2,262	2,349	2,531	2,487	2,577	2,497	2,607	2,348	2,288	2,263	2,294	2,296	2,297	2,297	2,299	45,676	
補助費等	2,368	2,147	2,155	2,194	2,461	3,219	2,625	2,374	2,593	3,160	3,511	2,991	3,632	2,921	3,023	4,116	3,996	3,989	3,911	3,852	3,781	65,028	
普通雑事業費	4,309	3,231	2,402	1,991	2,094	2,913	5,143	3,181	4,322	1,660	2,802	2,612	2,525	3,303	3,163	4,695	3,391	3,369	2,536	2,346	1,891	63,729	
災害復旧事業費	168	191	50	47	3	15	2	16	29	36	16	33	125	109	332	250	12	12	12	12	12	1,480	
公債費	2,743	2,848	2,831	2,838	2,827	2,740	2,726	2,646	2,539	2,516	2,395	2,359	2,399	2,364	2,282	2,279	2,279	2,362	2,512	2,627	2,560	53,671	
預立金	16	9	15	549	812	392	916	1,155	348	182	231	147	65	82	136	219	218	218	218	218	218	218	6,361
投資及び出資金・貸付金	265	268	461	243	245	644	453	252	202	167	156	161	178	185	207	188	207	217	185	196	171	6,256	
繰出金	2,848	2,844	2,621	2,609	2,669	2,665	2,125	2,244	2,358	2,542	2,857	2,909	2,870	2,856	2,837	1,897	1,894	1,897	1,894	1,919	1,877	51,332	
歳出合計	21,185	19,267	18,108	18,155	18,407	20,299	21,994	19,776	20,722	18,314	20,419	20,025	20,377	20,226	20,250	22,123	20,607	20,632	19,808	19,653	19,222	419,367	

四捨五入の関係で計が合致しないことがある

参考

主要事業及び事業費総括表

(百万円)

主要施策		事業費
1 四国と九州を結ぶまちづくり		
1	港湾機能及び港湾空間の整備	14,276
2	鉄道電化促進	
3	地域高規格道路及びアクセス道路等の整備	
4	地域の特色を生かした交流拠点づくり	
5	交流活動の促進	
6	CATVの充実	

2 自然を友に生活する快適なまちづくり		
1	土地の高度利用	22,396
2	市街地の整備	
3	快適な交通環境の確保	
4	上下水道事業の推進	
5	循環型社会形成	
6	火葬場の新築	
7	自然環境との調和	
8	災害に強いまちづくり	
9	新エネルギーの導入	

3 安心・希望に満ちた温かなまちづくり		
1	医療体制の拡充	10,260
2	地域独自の健康づくり	
3	介護の充実	
4	高齢者福祉を中心とした地域福祉の充実	
5	子育て支援	
6	高齢者等の社会参加促進	

4 新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり		
1	ブランド産地づくりの推進	3,945
2	農林水産品流通力の向上	
3	農林業の振興	
4	水産業の振興	
5	商工業の振興	
6	観光の振興	

5 とともに育つ・育てる教育のまちづくり		
1	学校教育の充実	5,854
2	生涯学習の振興	
3	芸術文化の振興	
4	伝統文化・地域文化の振興	
5	町並み文化の創造	
6	スポーツ・レクリエーションの振興	

6 とともに支えあう共生のまちづくり		
1	地域自治の振興	113
2	地域間交流の活発化	
3	男女共同参画社会づくり	
4	NPO等各種団体の育成支援	
5	災害を防ぐまちづくり	
6	自治を支える行政体制の整備	

合 計		56,844
-----	--	--------

ソフト事業については、合併市町村振興基金も活用しつつ進めていく

本地域(1市1町)の普通会計決算額等の近年における推移は以下のとおり。

(百万円)

		八幡浜市	保内町	地域計
歳入総額 (百万円)	平成 11 年度	15,489	5,075	20,564
	平成 12 年度	15,792	5,162	20,954
	平成 13 年度	15,340	6,292	21,633
歳出総額 (百万円)	平成 11 年度	14,951	4,713	19,664
	平成 12 年度	15,399	4,763	20,162
	平成 13 年度	14,903	6,049	20,952
経常収支比率 (%)	平成 11 年度	85.3	79.2	—
	平成 12 年度	91.6	76.2	—
	平成 13 年度	89.4	80.3	—
財政力指数	平成 11 年度	0.350	0.333	—
	平成 12 年度	0.334	0.329	—
	平成 13 年度	0.323	0.331	—
起債制限比率 (3カ年平均) (%)	平成 11 年度	12.1	7.9	—
	平成 12 年度	12.6	8.6	—
	平成 13 年度	12.1	8.5	—

四捨五入の関係で計が合致しないことがある

資料：地方財政状況調査

